

「公平・連帯・納得」の税制改革実現に向けた 2025年度税制改正の対応について



日本労働組合総連合会（連合）

税制を取り巻く現状

○昨年度税制改正からの課題の積み残し

- ・令和6年度税制改正においては、少子高齢化・人口減少、所得格差の拡大、貧困の固定化などわが国が抱える構造課題、物価高騰による国民の負担感の高まりなどに対して、**真に国民に寄り添う恒久的な支援策は打ち出されなかった。**
- ・**金融所得課税**について、令和5年度税制改正において実施された「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の効果を確認することに留まっており、新たな対策等は実施されておらず、いわゆる「**1億円の壁**」問題の解消に向けた効果は**極めて限定的**と言わざるをえない。
- ・また、**子ども・子育て支援に関する税制**については、住宅ローン及び住宅リフォーム税制の一部見直しが令和6年限りの措置として先行実施されているものの、恒久的な見直しとは言い難く、またその他の見直しについても「**令和7年度税制改定において検討し、結論を得る**」とされている。
- ・**自動車関係諸税**について、令和6年度与党税制改正大綱に「**課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う**」ことが引き続き盛り込まれたものの、**具体的な制度の枠組み等については明らかとなっていない。**

税制を取り巻く現状

○経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）

- ・岸田内閣は「骨太方針2024」において、「経済成長と財政健全化の両立」「少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化への対応」といった考え方にもとづき、税制の包括的な検討を進めている。
- ・具体的な課題としては、「再分配機能の向上・格差の固定化防止」「公平かつ多様な働き方等に中立的」「デジタル社会にふさわしい税制」「安定的な税収基盤の確保」「納税環境の整備」「新たな国際課税ルールへの対応」が挙げられている。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抜粋）

（税制改革）

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

骨太方針2023¹⁸²等も踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、EBPMの取組を着実に強化しながら、税体系全般の見直しを推進する。納税環境の整備と適正・公平な課税の実現の観点から制度及び執行体制の両面からの取組を強化するとともに、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

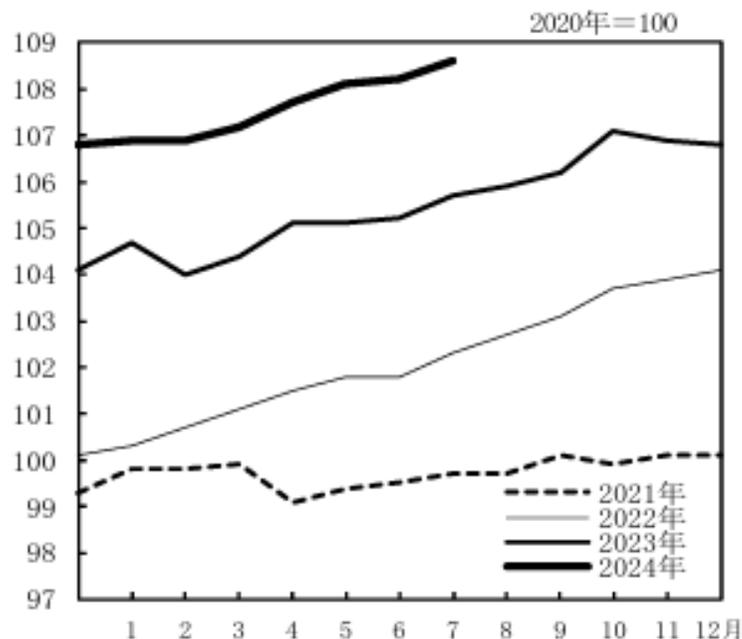
¹⁸² 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）。

税制を取り巻く現状

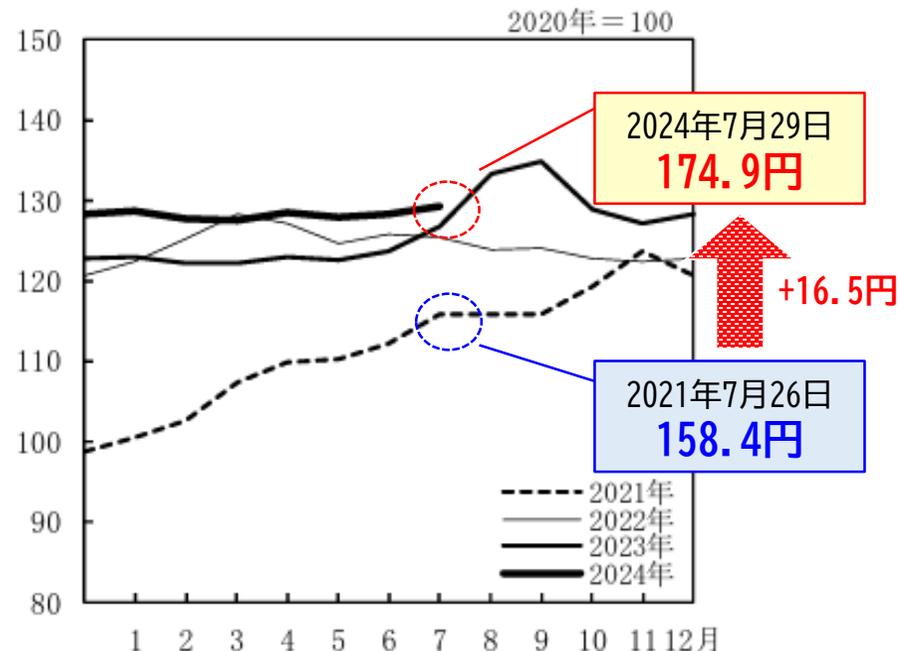
○生活必需品や燃料価格の高騰対策、低所得者向けの支援

- ・ 経済の持続的な成長には**安定的な物価上昇と継続した賃上げが必須**である一方で、食料品をはじめとする**生活必需品の価格上昇**は、国民生活、特に低所得層の暮らしを圧迫し、さらに**燃料価格の高騰**は地方の暮らしや中小企業経営に大きな打撃を与えている。
- ・ 真に支援を要する**低所得層**においては生活必需品などの買い控えも見られる深刻な状況にあり、誰もが安心してくらす社会とするため、**恒久的で実効性ある対策として税制改正**に取り組むべきである。

消費者物価指数の動き



ガソリン指数の動き



2025年度税制改正要望項目（一覽）

1. 税による所得再分配機能の強化

- (1)金融所得課税の抜本的強化、将来的な所得税の総合課税化
- (2)所得税や相続税の累進性強化、所得税の人的控除の組み換え・税額控除化
- (3)低所得者の負担軽減・就労支援（「給付付き税額控除」の仕組み構築）

2. 燃料価格高騰への対策（いわゆる「当分の間税率」の廃止）

3. 物価上昇にともなう所得税の課税最低限の引き上げ

4. 退職所得課税の見直し

5. 子ども・子育て支援に関する税制の見直し

6. 自動車関係諸税の軽減・簡素化、税制改革全般における地方の財源確保

7. 結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置

8. 多国籍企業による租税回避の防止

9. 納税環境の整備

*なお、防衛力強化とその財源確保策としての増税については、まず必要性和妥当性について、国民への丁寧な説明を行うべきである。

1. 税による所得再分配機能の強化

(1) 金融所得課税の抜本的強化、将来的な所得税の総合課税化

- ・ 給与や事業所得などが累進的な総合課税である一方で、**金融所得**は分離課税され**税率は一律**である。
- ・ 合計所得に占める株式譲渡などの割合は高所得者ほど高いため、合計所得**1億円**を境目として、**所得税負担率が低下傾向**となる。

【連合の考え方】

- ・ **金融所得課税を抜本的に強化**するとともに、**将来的な所得税の総合課税化を検討**すべきである。
- ・ そのためには、すべての預貯金口座とマイナンバーのひも付けなどの環境整備を進め、金融所得を含めた**正確な所得捕捉が必要**である。



出所：国税庁「申告所得税標本調査」(令和3年分)をもとに連合作成

1. 税による所得再分配機能の強化

(2) 所得税や相続税の累進性強化、所得税の人的控除の組み換え・税額控除化

- ・ 中低所得者への支援は不十分であり、税制面での負担軽減に加えて、各種支援策の拡充が必要である。
- ・ **所得控除方式**による人的控除は、所得税率の高い**高所得者ほど軽減額が大きくなる**仕組みである。

【連合の考え方】

- ・ 所得税や相続税の**累進性を強化**し、人的控除は**できるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え**、残すものは所得控除方式から**所得水準に関わらず軽減額が一定の税額控除方式に見直す**べきである。

<人的控除の組み替え（概要）>

	現行制度(所得控除)		改革の方向性(税額控除)	
	所得税	住民税	所得税	住民税
基礎控除	48万円	43万円	税額控除化 ^{注1}	4.8万円 4.3万円
配偶者控除	38万円	33万円	扶養税額控除に統合	
扶養控除			所得制限を設けた税額控除 ^{注2}	
0~15歳	児童手当(振替済)		高校実質無料化(振替済)	16~69歳
16~18歳	38万円	33万円	●子育て支援策、児童扶養手当の拡充等	3.8万円 3.3万円
23~69歳	38万円	33万円	●就労支援、第2のセーフティネットの整備等	
特定扶養控除 19~22歳	63万円	45万円	教育費税額控除を分離、 残りは扶養税額控除に統合	新設：教育費税額控除 (年齢制限なし)
			奨学金の拡充等	2.5万円 1.2万円

注1：連合は、現行の税率構造を維持する場合、基礎控除(48万円の所得控除)を4.8万円の税額控除に変えることを提案している。また、住民税(43万円の基礎控除)を4.3万円の税額控除に変えることを提案している。

注2：扶養控除の所得制限は、平均所得以下に設定する。

■の枠組みは税制から社会保障給付に振り替えるもの

出所：連合作成

1. 税による所得再分配機能の強化

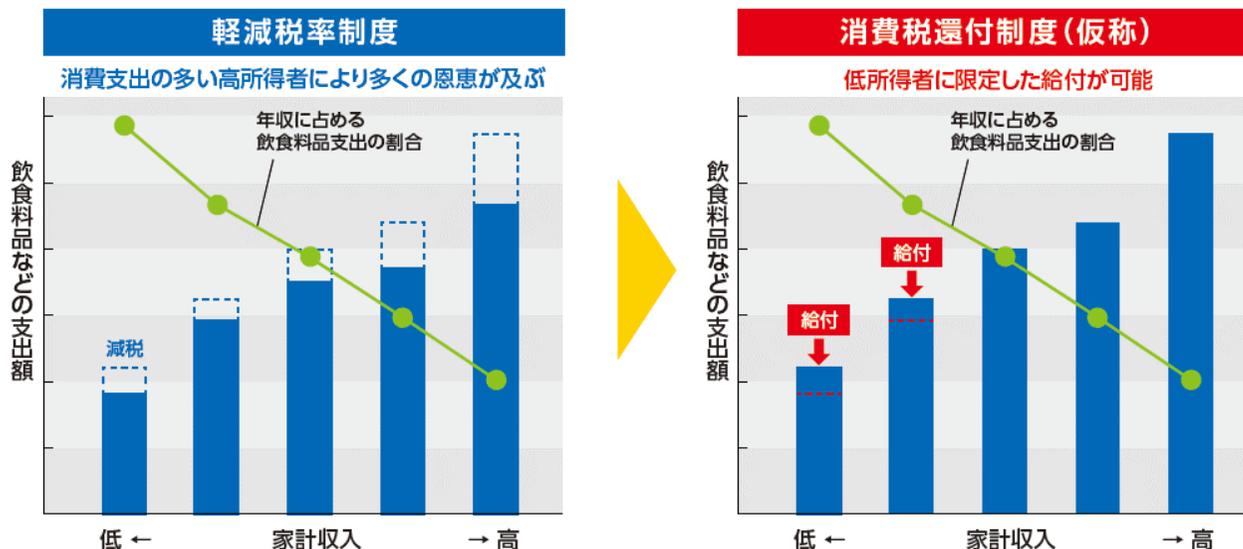
(3) 低所得者の負担軽減・就労支援（「給付付き税額控除」の仕組み構築） ①「消費税還付制度」

- ・食料品をはじめとする生活必需品などの価格高騰に苦しむ国民、特に低所得者の生活を守るため、恒久的で実効性ある積極的な対策として、マイナンバーを活用した「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、真に支援を必要とする層に焦点を当てた支援が必要である。
- ・消費税には、低所得ほど年収に占める消費税の負担割合が高くなる「逆進性」の課題や、軽減税率制度における高所得者ほど恩恵を受けやすい構造などの問題があり、特に低所得者向けの支援策が必要。

【連合の考え方】

- ・飲食料品など最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を定額で給付する「消費税還付制度」によって、低所得者に限定した給付を行うべきである。

<軽減税率制度の問題点と消費税還付制度（仮称）のイメージ>



出所：連合作成

1. 税による所得再分配機能の強化

(3) 低所得者の負担軽減・就労支援（「給付付き税額控除」の仕組み構築） ②「就労支援給付制度」

【連合の考え方】

- ・「就労支援給付制度」によって、低所得被雇用者の保険料負担の軽減をはかるべきである。
- ・なお、本制度は、いわゆる「年収の壁」問題の解消にも一定の効果が見込まれる。

<就労支援給付制度の概要>

- 給与収入55～250万円で社会保険料・雇用保険料を負担している雇用労働者に対し、社会保険料・雇用保険料（給与の約15.2%）の半額に相当する金額を、所得税額から控除する制度。
- 控除額が所得税額を上回る場合は、差額を還付する。
- 給与収入200万円超から控除額を段階的に低減・消失する。

（本制度のイメージ）

（社会保険料・所得税負担の変化（概算））

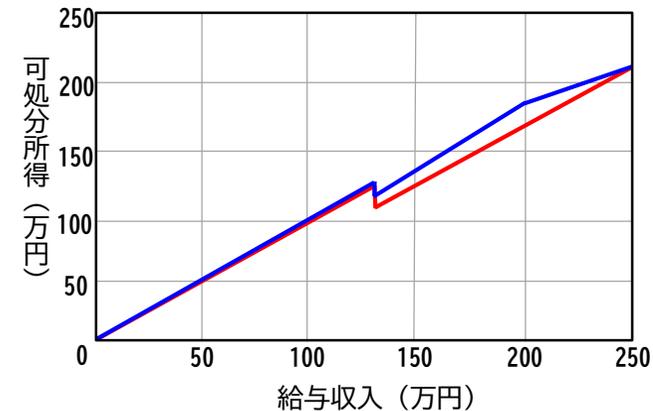
給与収入200万円・単身者の場合

（単位：円）

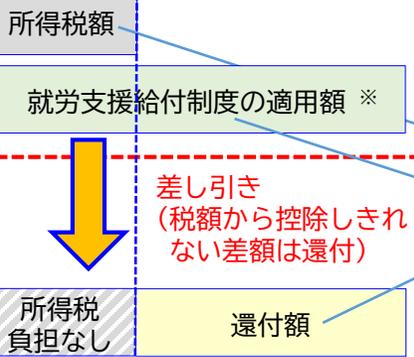
	現行	変更後①	【参考】 変更後②
社会保険料・雇用保険料負担額・・・A	304,000	304,000	304,000
所得税額・・・B	26,800	26,800	2,800
就労支援給付制度の適用額・・・C	—	152,000	152,000
B - C（△の場合：還付額）・・・D	26,800	△125,200	△149,200
合計負担額・・・A + D	330,800	178,800	154,800

- 注：・「変更後②」は、基礎控除を税額控除化した場合。
 ・社会保険料・雇用保険料は、給与収入の15.2%として計算。
 ・基礎控除以外の人的控除は考慮していない。

（本制度適用時の可処分所得の推移（イメージ））



- (青) : 「就労支援給付制度」適用後の可処分所得
- (赤) : 現行制度における可処分所得



※社会保険料・雇用保険料の半額相当

2. 燃料価格高騰への対策（いわゆる「当分の間税率」の廃止）

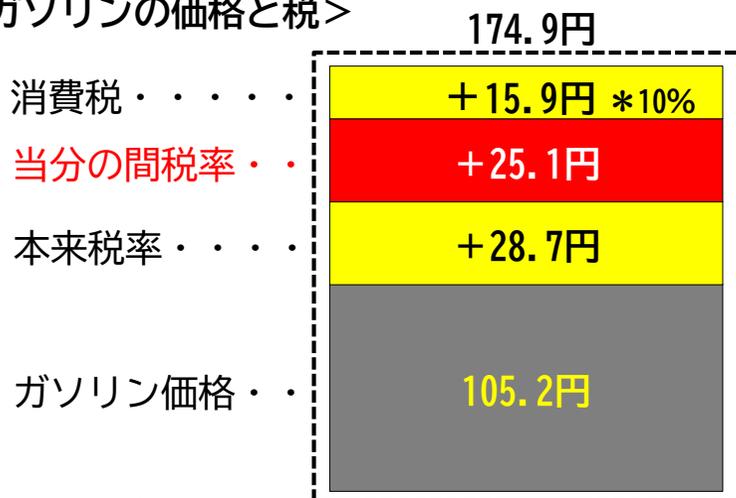
- 高騰が続くガソリン価格は、政府の補助金の増額により値下がりし始めたものの、いまだ高止まりし、特に地方のくらしと中小企業の経営に大きな打撃を与えている。
- また、価格高騰の要因である国際情勢と為替の動向が不透明であり、価格安定化に向けた見通しが立ちづらい状況にある。
- 道路特定財源であった揮発油税などに暫定的な特例税率を上乗せした、いわゆる「当分の間税率」は、課税から約50年が経過しており、2009年の一般財源化によってすでに課税根拠を失っている。(*)

(*) 政府は、道路特定財源の一般財源化にあたって「今後の税制抜本改革検討までの間は、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準を原則維持」としている。

【連合の考え方】

- 揮発油税などに上乗せされているいわゆる「当分の間税率」は、すでに課税根拠を失っているため廃止する。その際、税制全体の見直しによって地方財政に影響を及ぼさないための措置を講じる。

<ガソリンの価格と税>



税目	本来税率 現行税率	種類	見直しによる 税収影響 (概算)
揮発油税	24.3円/ℓ 48.6円/ℓ	国税(国の財源)	約1兆円
地方揮発油税	4.4円/ℓ 5.2円/ℓ	国税(地方の財源)	約300億円
軽油引取税	15.0円/ℓ 32.1円/ℓ	都道府県税	約5,000億円

(参考) トリガー条項

- レギュラーガソリン価格の全国平均が1リットル160円を3か月連続で超えた場合、ガソリン税のうち25.1円分の上乗せ課税を止める仕組み。
- 発動した場合の引き下げ額は、地方揮発油税が0.8円、軽油引取税が17.1円となり、地方税収の減収見込額はそれぞれ約300億円、約5,000億円。

出所：連合作成

注1：左記のガソリン価格は、資源エネルギー庁「石油製品価格調査」（2024年7月29日データ）による。
注2：「ガソリン税（53.8円）」は、揮発油税（48.6円）と地方揮発油税（5.2円）に分かれる。

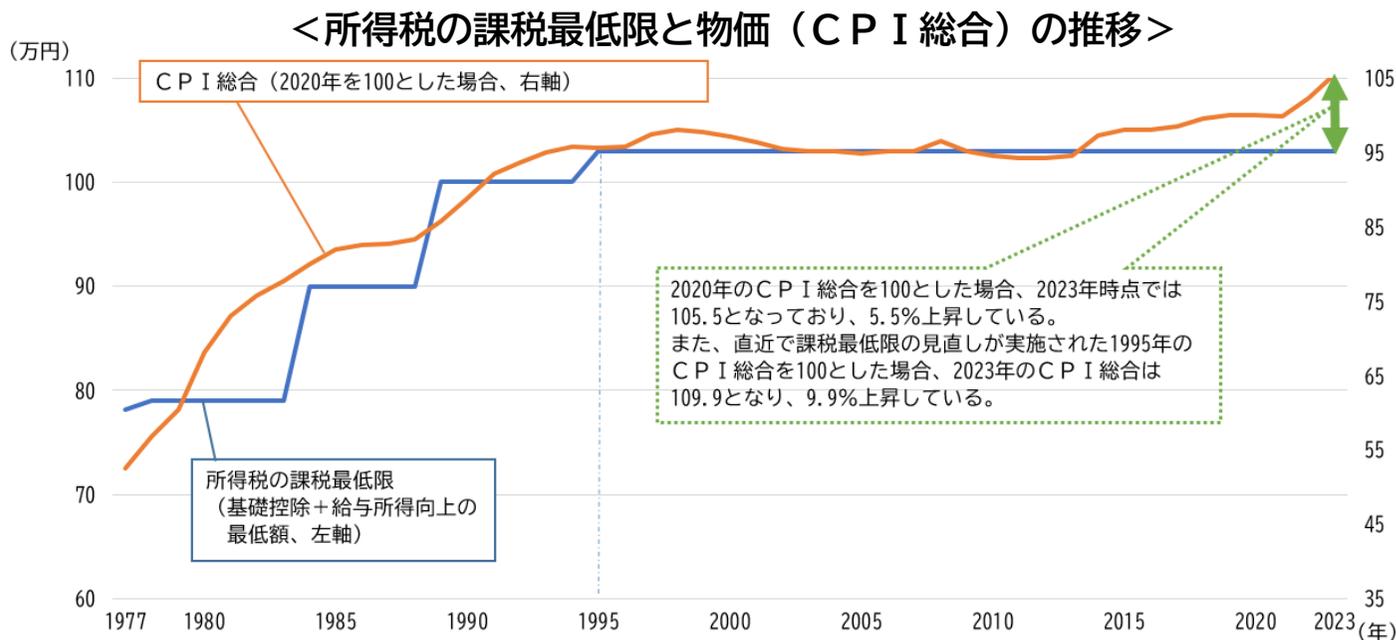
3. 物価上昇にともなう所得税の課税最低限の引き上げ

- これまでもブラケット・クリープ^(*)に対応するため、物価がある程度上昇する度に、所得税の課税最低限を引き上げてきた経緯にあるが、1995年に見直し^(*)が実施されて以降、課税最低限は据え置き^(*)の状況である。
- 物価・賃金が上昇する中で、課税最低限の引き上げを実施しない場合には、実質可処分所得が目減りする懸念が生じる。

(*) 物価上昇に伴い賃金・所得の名目額が増加する場合に、所得税の課税最低限や税率適用区分の基準額が変わらず、新たな課税対象となったり適用税率が引きあがったりすることで税負担が増えること

【連合の考え方】

- 近年の物価上昇を踏まえると、ブラケット・クリープに対応する必要があると考えられることから、**所得税の課税最低限の引き上げ**を行うべきである。



4. 退職所得課税の見直し

- ・ 政府は、勤続20年を境に勤続1年あたりの所得控除額が40万円から70万円に増額となる現行制度が労働移動の円滑化を阻害しており、見直しが必要としている。
- ・ 見直しを要する本来の背景は、労働移動の円滑化の阻害よりも、様々な理由によって離職を余儀なくされる方への配慮や、ライフスタイルの多様化に伴う就労形態の多様化を踏まえ、**就業年数に応じて退職所得控除の控除額に差を設ける意義が薄れている**ことである。

【連合の考え方】

- ・ 退職所得課税については、退職金の性格（賃金の後払い、長年の勤労に対する褒賞的給与）を踏まえて退職所得控除や分離課税などが講じられていることに十分配慮し、**勤続1年あたりの控除額を一律「年60万円※」**とする。

※現行制度と比較して退職所得控除額が「勤続60年」まで減額とならない水準

5. 子ども・子育て支援に関する税制の見直し

- ・ 児童手当の拡充に伴う扶養控除の縮小など、子ども・子育て支援に関する税制改正は、課税所得などの変化によって各制度・事業における不利益が生じないように、令和7年度税制改定において検討し結論を得ることとされている。
- ・ なお、住宅ローン及び住宅リフォーム税制の一部については、現下の急激な住宅価格の上昇等を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応している。

【連合の考え方】

- ・ 当事者の声を傾聴した上で、その声に真に応える実効性のある施策となるよう幅広く丁寧に議論をすべきである。

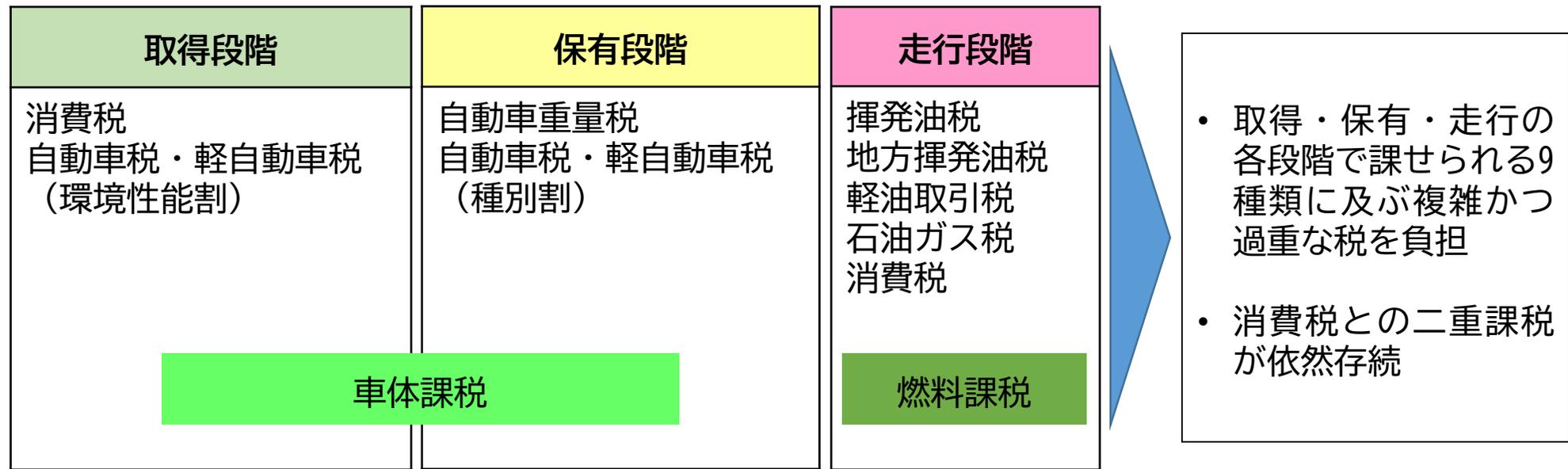
6. 自動車関係諸税の軽減・簡素化、税制改革全般における地方の財源確保

- ・自動車には、取得、保有、走行の各段階で**9種の税金**が課されている。
- ・自動車関係諸税には、いわゆる「当分の間税率」の存続、ガソリン税への消費税の二重課税、課税根拠が失われた自動車重量税など多くの課題がある。

【連合の考え方】

- ・自動車関係諸税について課税根拠や税率のあり方を総合的に整理し、いわゆる「当分の間税率」の廃止、ガソリン税などへの消費税の二重課税の見直し、自動車重量税の廃止など、税の**軽減・簡素化**をはかるべきである。
- ・その際、税制全体の見直しによって**地方の財源確保に配慮**すべきである。

<自動車ユーザーに課されている税負担>



7. 結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置

- ・本措置は、令和3年3月31日までとされていたが、令和3年・5年度の税制改正のタイミングで適用期限が延長され、現在は令和7年3月31日まで適用されることとなった。
- ・一方で、結婚費用や婚礼費用などは非課税となっていることも一因として、**本制度の利用は決して多いとは言えない**実態となっている。

【連合の考え方】

- ・結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置については、利用件数が低位で推移する状況や格差是正の観点から、**制度の延長ではなく廃止すべき**である。

8. 多国籍企業による租税回避の防止

- 巨大IT企業など多国籍企業による租税回避行為が横行している。
- 2021年10月に「**経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意**」が140カ国・地域が参加するBEPS（税源浸食と利益移転）包摂的枠組にて実現した。
- 合意における「**第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）**」については、導入にあたって必要となる多数国間条約の策定に向けた議論がまだ続いており、条約の発効は難航・遅延している状況。また「**第2の柱（グローバル・ミニマム課税）**」は、各国の国内法の改正によって実施することとなっており、日本では令和5年度税制改正において「**所得合算ルール**」を導入、今後も順次法制化が予定されている。

【連合の考え方】

- 合意を着実に実施していく必要があり、「第1の柱」における**多数国間条約の策定に向けた議論を加速**するとともに、**条約締結後の速やかな批准と国内法（法人税法）の改正**などを行うべきである。

経済のデジタル化に伴う、国際課税上の課題

- 国内に外国法人の支店や工場などの恒久的施設(=PE)がある場合に限り、そのPEに紐づく事業所得に課税することができます。
- しかし、経済の電子化により消費地で課税が行えない事例(パターン①)や、低課税国を介在させることで親会社の本拠地でも十分に課税できない事例(パターン②)などが発生しています。



9. 納税環境の整備

○マイナポータルを活用した「記入済み申告制度」の普及

- ・ 行政手続きのデジタル化や税・社会保障との連携が進められているものの、現状は道半ばである。
- ・ フリーランスの増加などに対応するため、**確定申告手続きの簡素化と利便性向上**が必要である。

【連合の考え方】

- ・ マイナポータルを活用した「**記入済み申告制度**」の普及に努め、**確定申告手続きの簡素化と利便性向上**を実現する。